

豊岡市公告第 46 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を定めるので、同条第7項の規定により、当該地域計画（案）について、公告の日から起算して2週間（令和7年8月28日まで）豊岡市コウノトリ共生部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同項の規定に基づき地域計画（案）に対して、豊岡市に意見書を提出することができる。

令和7年8月14日

豊岡市長 門 間 雄 司



記

地域計画（案）の概要

1 地域計画の区域
別紙のとおり

2 地域計画（案）の内容
豊岡市コウノトリ共生部農林水産課窓口にて掲示

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 豊岡市コウノトリ共生部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

持参、郵送、FAX、インターネットによる意見書の提出のみとし、電話による意見は受け付けない。なお、郵送による提出期限は、縦覧完了日の令和7年8月28日の消印のあるものまで、FAX及びインターネットによるものは縦覧完了日の令和7年8月28日の午後5時までに送信されたものまでとする。

郵 送：〒668-8666

兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市コウノトリ共生部農林水産課

FAX：0796-24-8101

インターネット：nourin@city.toyooka.lg.jp

[掲示終了日]2025年8月28日

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、豊岡市地域計画（案）に対する意見以外を提出することができない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を非開示とするものとする。

エ 提出のあった意見書には個別の回答はせず、地域計画の公告時に、意見の趣旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見書については、必要に応じ地域計画（案）の修正意見として取り入れることとする。

(別紙)

集落名	区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）								農業を担う者（経営体数）	現状 経営面積	10年後		認定農業者等への集積				作付面積			
	① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	② 田の面積	③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	（参考）区域内における75才以上の農業者のうち後継者不在の農業者の農地面積の合計	経営面積	経営面積			未定	現担い手（認定農等）面積		目標担い手（認定農等）		水稻面積	水稻割合	畑作面積	畑作割合	
												集積率	集積率							
称布	3.46	3.46	1.89	1.57	0.00	0.00	1.19	1.19	31	3.46	3.46	0.00	0.00	0%	0.00	0%	1.89	55%	1.57	45%